宮崎県都城市御池町
五三九二番二〇六　一号
五三九二番八九　二号から四号まで
五三四八番二一五　五号
道　六号
五三四八番一五〇　七号
五三四八番一四九　八号
五三四八番六二〇　九号から十一号まで
五三四八番六二五　十二号から十四号まで
五三四八番一四六　十五号
五三九二番八七　十六号から十八号まで
五三九二番一二八　十九号から二十二号まで
五三九二番一九六　二十三号及び二十四号
五三九二番八八　二十五号及び二十六号
五三九二番二〇六　二十七号
二十八号

○国土交通省告示第千七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

皇子川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田猪之尾国有林二〇八五林班い小班と同に小班の小班界に沿って結んだ線、標柱二号から二十号までを順次結んだ線、標柱二十号と二十一号を平成三十年国土交通省告示第千二百三十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十一号から四十号までを順次結んだ線、標柱四十号と四十一号を宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田猪之尾国有林二〇八五林班ほ小班と同町大字蒲牟田字字津木五七一二番五一六、五七一二番五一五、五七一二番五一四との筆界に沿って結んだ線、標柱四十一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を平成二十九年国土交通省告示第五百六十三号で指定した同号二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田
猪之尾国有林　一号及び二号
二〇八五林班　に小班　三号から十一号まで
い小班　十二号から二十号まで
は小班
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田
字狭野　三番一三三　二十一号から二十九号まで
猪之尾国有林　三十号、三十一号及び三十四号から三十七号まで
二〇八五林班　ニ一小班
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田
字字津木　五一七二番五一七　三十八号
字字津木　五一七二番五一六　三十九号
猪之尾国有林　三十二号、三十三号及び四十号から四十三号まで
二〇八五林班　ほ小班

○国土交通省告示第千七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒川内川

二　砂防法第二条の土地の表示

平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二（ロ）に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

文殊一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県本巣市文殊及び岐阜市西秋沢の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°29′57.9974″	136°41′27.8267″
2	35°29′59.0127″	136°41′27.1986″
3	35°29′58.5600″	136°41′26.2325″
4	35°29′58.1852″	136°41′24.4968″
5	35°29′58.2967″	136°41′24.3614″
6	35°29′59.1609″	136°41′24.9590″
7	35°29′59.7723″	136°41′24.1523″
8	35°30′00.0221″	136°41′24.2914″
9	35°30′00.5705″	136°41′26.0218″
10	35°29′59.9632″	136°41′27.7646″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県高山市朝日町西洞の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線、三点と四点を令和三年国土交通省告示第百九十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、四点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千百七十一号で指定した西洞谷に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°00′34.8701″	137°22′17.3748″
2	36°00′35.2531″	137°22′16.1606″
3	36°00′34.4712″	137°22′14.1537″
4	36°00′35.1522″	137°22′14.2519″
5	36°00′35.2788″	137°22′14.5693″
6	36°00′35.6999″	137°22′15.3046″
7	36°00′35.6584″	137°22′16.8954″
8	36°00′35.2049″	137°22′17.6823″

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県瑞浪市陶町猿爪及び同市陶町水上の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°19′10.1729″	137°19′18.5539″
2	35°19′10.0635″	137°19′18.5686″
3	35°19′09.7152″	137°19′18.6155″
4	35°19′09.1808″	137°19′18.6629″
5	35°19′09.2522″	137°19′19.2445″
6	35°19′09.0066″	137°19′19.2817″
7	35°19′08.9293″	137°19′18.9981″
8	35°19′08.8715″	137°19′18.8676″
9	35°19′08.7791″	137°19′18.7701″
10	35°19′08.7152″	137°19′18.7379″
11	35°19′08.4463″	137°19′18.6676″
12	35°19′06.9547″	137°19′19.4019″
13	35°19′06.5057″	137°19′19.3875″
14	35°19′05.7120″	137°19′18.8038″
15	35°19′05.6007″	137°19′18.2213″
16	35°19′06.3667″	137°19′16.2997″
17	35°19′07.2538″	137°19′16.4972″
18	35°19′07.7098″	137°19′17.8883″
19	35°19′08.7029″	137°19′17.9451″
20	35°19′09.0785″	137°19′17.5726″
21	35°19′09.4345″	137°19′17.6736″
22	35°19′09.8628″	137°19′18.3424″
23	35°19′10.1567″	137°19′18.3246″